

府労組連ニュース

大阪府職員労働組合06-6941-3079 / 大阪教職員組合06-6768-2330

2018年11月20日 大阪府関連労働組合連合会 総務部長最終回答

マイナス勧告実施と「減額調整」を強行、若年層には一定の配慮 55セルフドック職免対応、不妊治療・小学生を対象とする部分休業に見合う新たな休暇制度を検討

府労組連は10月29日、松井知事あてに要求書を提出し、折衝・交渉を重ねてきました。職場からのとりぐみを展開し、職場協議（529職場場）を提出し、職場実態と職場の声を背景に追及してきました。

11月19日、総務部長は府労組連に対し、秋季年末要求にかかる最終回答を行いました。府労組連は、この回答を受けて次のとおり見解を示しました（最終回答要旨と府労組連の態度は裏面に掲載）。

<今季闘争の到達点>

- 府人事委員会勧告とおり平成31年1月より給料表をマイナス改定
 - ※初任給及び若年層（24才相当以下） 引下げない
 - 25才〜31才相当（行政職1級） 0.1〜0.5%引下げ
 - 32才相当以上 一律0.6%引下げ
- 平成30年4月から12月までの較差相当額に係る所要の調整（減額）
 - ※給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、ハき地手当の合計額×4月〜12月の在職月数、平成30年6月・12月期の期末・勤勉手当の合計額に対し、
 - ①若年層（25歳〜31歳） 0.38%
 - ②管理職手当受給者 0.61%
 - ③その他の職員 0.52% を乗じて得た額
- 給料表の改定が生じない職員及び臨時的任用職員については所要の調整は実施しない
- 非常勤特別嘱託員、非常勤若年特別嘱託員の報酬月額を平成31年4月1日から引下げ
 - ※非常勤特別嘱託員 ▲770円→152,710円
 - ※非常勤若年特別嘱託員 ▲1,090円→217,440円
- 期末・勤勉手当を平成30年度より年間0.05月分引上げ（6月・12月に支給される勤勉手当の月数をそれぞれ0.025月分引上げ、0.925月分）
- 平成31年度以降の期末手当については、人事委員会勧告のとおり6月期・12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分

一時金（期末手当・勤勉手当）支給月数

		6月			12月			合計
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
平成30年度	現行	1.225	0.9	2.125	1.375	0.9	2.275	4.4
	（再任用）	0.65	0.425	1.075	0.8	0.425	1.225	2.3
	改正後	1.225	0.925	2.15	1.375	0.925	2.3	4.45
	（再任用）	0.65	0.45	1.075	0.8	0.45	1.275	2.35
平成31年度	改正後	1.3	0.925	2.225	1.3	0.925	2.225	4.45
	（再任用）	0.725	0.45	1.175	0.725	0.45	1.175	2.35

- 所要の調整（減額調整）と一時金引上げの差額は平成31年2月
- 臨時的任用職員の初任給の上限号給の見直しを改正地方公務員法等の施行にあわせて検討
- 臨時的任用教職員の業務上必要な任用期間（いわゆる「空白の1日」の解消）についても今後検討
- ならし保育中も育児休業の対象（平成31年1月1日実施）
- 小学生の子を持つ親を対象とする部分休業に見合う新たな休暇の検討
- 不妊治療にかかる新たな休暇の制度化に向けた検討
- 55セルフドックの職免での受診の検討

今年闘争は府人事委員会が全国的に見ても異常なマイナス勧告を行うもとの取り組みとなりました。この間、府当局は7年間にもおよぶ給料カットをはじめ、府人事委員会の引上げ勧告の実施見送りなどの抑制を続けてきました。こうした結果が、民間労働者の給与抑制にもつながっています。府労組連は、府人事委員会勧告の実施ではなく、生活改善につながる引上げを求めて、折衝・交渉を徹底して追及しました。また、長時間労働の解消、非常勤職員の待遇改善、相対評価の中止、特別休暇をはじめ休暇制度の拡充など、切実な要求を実現をめざしました。

最終回答では「人事委員会勧告が月例給のマイナス勧告であったため、取扱いに大変苦慮した」としつつも、月例給の引下げの強行を表明しつつも、また、所要の調整については「若年層には一定の配慮をする」としつつも、平成30年4月から12月までの較差相当額を減額するという不当な回答が示されました。一方で一時金（ボーナス）については0.05

月引上げ（平成30年4月に遡って実施）し、差額については所要の調整（月例給の減額）と合わせて来年2月に実施するとしています。また、府労組連が以前より強く実現を求めていた要求について、①臨時的任用職員の初任給の上限号給の見直しを改正地方公務員法等の施行にあわせて検討、②臨時的任用教職員の業務上必要な任用期間（いわゆる「空白の1日」の解消）についても検討する、③ならし保育中も育児休業の対象（平成31年1月1日実施）、④小学生の子を持つ親を対象とする部分休業に見合う新たな休暇の検討、⑤不妊治療にかかる新たな休暇の制度化に向けた検討、⑥55セルフドックの職免での受診の検討などの前進回答が示されました。府労組連はこれらの前進回答を足がかりに、早期に実施・制度化を求め、取り組みを強化します。府当局がこれまで職員に行ってきた賃金削減・



府労組連第3回中央委員会
●11月26日（月）20時
●エルおおさか研修室2

るとともに、今季闘争については最終引き続き、府関係職員・教員の大層な賃上げをはじめ、労働条件の改善をめざします。そのためにも、民間労働者と協力して、すべての労働者の賃金底上げ、最低賃金時給1500円の実現、全国一律最低賃金制度の確立など、2019国民春闘の取り組みに全力をあげます。